

定 款

株式会社ビタブリッドジャパン

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社ビタブリッドジャパンと称し、英文では、Vitabrid Japan Inc.と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 物品の輸入、仕入れ、販売、販売のあっせん、およびマーケティング
- (2) EC（電子商取引）・通信販売サイトの企画、立案、および運営
- (3) 広告宣伝、販売促進に関する企画、制作
- (4) 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式の総数)

当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

第7条 (基準日)

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第8条 （自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第9条 （単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第10条 （単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第11条 （株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第12条 （株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第13条 （株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第14条 （招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、社長が議長となる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議で定めた順序により他の取締役が議長となる。

第15条 （電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

第17条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条 （取締役の員数）

当会社の取締役は5名以内とする。

第19条 （取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 （取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第21条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

第22条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第23条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって社長1名を選定し、必要に応じて副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 社長は、当会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行にあたる。

第24条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第26条 （報 酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第27条 （取締役の責任免除等）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法上の業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条 （監査役の員数）

当会社の監査役は4名以内とする。

第29条 （監査役の選任）

監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条 （監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第31条 （常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条 （監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第33条 （監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第34条 （監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第35条 （報 酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議において定める。

第36条 （監査役の責任免除等）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第37条 （会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条 （会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条 （会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第40条 （会計監査人の責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第41条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第42条 （剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第43条 （剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第44条 （剰余金の配当の除斥期間）

剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

第45条 （株式分割の基準日）

2025年10月14日開催の取締役会において決定された株式分割の基準日は2025年1月1日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その所有するすべての株式について1株を200株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主とする。

2 本条の規定は、株式分割の効力発生日である2025年11月1日の経過をもってこれを削除する。

第46条 （電子提供措置等の効力発生日）

第15条（電子提供措置等）は当会社が、社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式（以下、「振替株式」という。）を発行している会社となった日から効力を生じるものとする。

2 本条の規定は、当会社が振替株式を発行している会社となった日にこれを削除する。